

日米の防衛当局者が「一刻も早く日本も導入すべきだ」と口をそろえるシステムがある。それがなければ米軍と自衛隊の統合作戦に支障をきたすという。軍事作戦の立案を支援する人工知能（AI）システムだ。

米国防総省にシステムを提供する米パランティア・テクノロジーズは操作方法の一端を動画で公開している。「（攻撃の）標的を探る場合はこうします。左クリック、右クリック、左クリック。魔法のように見つかります」

複数の車両が映し出された衛星画像を見せながら説明者が語る。画面を切り替えてターゲットを指定し、攻撃手段を選択。作戦を「承認」と爆破される映像が流れた。このシステムは米国がイランを攻撃する際、最初の24時間で1000力所を標的にしたときに使われたとされる。

パランティアから説明を受けた日本政府高官は「これまで何時間もかけていた作業が数分で終わる」と話す。従来は現場からの情報を人力で集約・分析していた。いったんまとめた作戦計画を上官が注文をつけて差し戻す例も多い。会社の稟議（りんぎ）よろしく時

AI戦争時代に備えを

鷓鴣



高市首相は3月、米パランティアのピーター・ティール会長と首相官邸で面会した

きだと提唱する。AIの軍事利用には懸念も強い。誤った情報を含むリスクがあり、倫理や国際法上の課題も十分に整理されていないからだ。一方で、AIを使わなければ新たな戦闘形式に対応できなくなる現実もある。

1月にパランティアを訪問した小泉進次郎防衛相は「バトルリズムがこれまでと異なる速さになった。AIが現代の戦闘の帰趨（きすう）を左右する」と語る。

高市早苗首相はパランティアの創業者のひとり、ピーター・ティール氏が3月に来日した際に面会した。

この10年あまり、日本は安楽環境の変化に合わせて政策を大きく転換させてきた。15年に安保関連法を成立させ集団的自衛権の行使を可能にした。22年の安保3文書の改定では反撃能力の保有を打ち出した。

今回の3文書改定ではAI時代の激変への準備を始める必要がある。ドローンの活用や継戦能力の強化など取り組むべき課題が山積するなかで、限られた防衛予算をどれだけAIに振り向けるか。この優先順位につけ方は日本の防衛力をどこまで強化できるかに直結する。（永井史紀）

間がかかる。その間に攻撃の標的は動いてしまう。日本が導入しないままだと何が起きるか。自衛隊は米軍の意思決定のスピードについていけなくなる。防衛省幹部は「共同作戦で日本がモタモタしてしまえば日米同盟は成り立たない」と危惧する。

政府は年末に国家安全保障戦略など安保関連3文書を改定する。それに向けた政府内資料には迅速な意思決定を支援するAIシステムの必要性が書かれている。重点テーマの一つであるものの、導入は一筋縄ではない。

AIを使うなら膨大なデータを処理するクラウドが要る。それを支える衛星などの通信網も不可欠だ。政

府内で海外事例を調べたところ必要な予算は数千億円。データセンターの建設などを含めれば1兆円を超える可能性がある。

軍事作戦に使うAIを開発するにはエンジンニアを部隊に常駐させる必要があった。暗黙知のようなノウハウまで取り込むためだ。パランティアはこの「フォワード・デプロイド・エンジンニア（FDE）」と呼ばれる手法で国防総省のシステムをつくり、戦闘のスピードを変えた。

外国製のシステムに自衛隊のあらゆる情報を読み込ませることは慎重論もある。防衛研究所の小野圭司主任研究官は最先端の海外AIも使いつつ、データは日本製システムで管理すべ

国家安全保障と情報への権利に関する国際原則（ツワネ原則）より抜粋

はじめに

本諸原則は、国家安全保障上の理由で情報を非公開とし、あるいはそうした情報の公開・開示に対して処罰を行なう国の機関の権限に関する法律や規定の起草、改定あるいは施行に関わる人びとを対象にした指針を提供するために作成されたものである。

各原則は、国際法（地域的な国際法も含む）および国内法、いくつかの基準、望ましい実践事例ならびに専門家による論文を基にしている。

各原則は、情報を非公開とするすべての理由に関するものではなく、国家安全保障上の理由による非公開を対象とする。アクセスを制限する他の公的な理由もすべて、少なくとも本諸原則の基準が満たされるべきである。

本諸原則は、オープン・ソサエティ・ジャスティス・イニシアティブが差配する会議を世界各地で14回開催し、70カ国以上の500人を超える専門家との協議を経て、22の組織と学術センター（付属文書に一覧を掲載）によって作成されたものであり、以下の表現またはメディアの自由に関する特別報告者4名と、テロ対策と人権に関する特別報告者1名とも協議している。

- ・ 言論および表現の自由に関する国連特別報告者
- ・ テロ対策および人権に関する国連特別報告者
- ・ 表現の自由と情報へのアクセスに関する人および人民の権利に関するアフリカ委員会（ACHPR）特別報告者
- ・ 表現の自由に関する米州機構特別報告者
- ・ メディアの自由に関する欧州安全保障協力機構代表者

背景および根拠

国家安全保障と一般人の知る権利はしばしば、正反対の方向性を持つものとみなされている。国家安全保障を理由として情報を秘匿しようとする政府の意向と、公的機関が保有する情報に対する一般人の権利との間には、緊張関係が生じる場合もあるが、近年の歴史を先入観なく振り返れば、正当な国家安全保障上の利益が最大限に保護されるのは、実際のところ、国の安全を保護するために実施されたものも含めた国家の行為について、一般人が十分な情報を提供されている場合である。

国家の行為を一般人が監視するために情報へアクセスすることは、公務員による濫用行為を防止するだけでなく、一般人が国の政策決定に一定の役割を果たし、それゆえに、真の国家安全保障、民主的参加および健全な政策形成の要ともなる。一定の状況においては、正当な国家安全保障上の利益の保護のために情報を秘匿することが必要となる場合がありうるが、それは人権の完全な行使を擁護するためである。

国家安全保障が引き合いに出されると、多くの国において司法が独立性を失い、政府